

予 備 知 識

【Ⅰ】重症心身障害児施設の定義・・・児童福祉法第43条の4

- 大島の分類 1から4までを入所対象とする。
- 障害者自立支援法第5条第5項「療養介護」対象障害者

「この法律において、「療養介護」とは、医療を要する障害者であって
常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものに」

- 「療養介護サービス費」の根拠

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

平成18年9月29日 厚生労働省告示523号

- ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。
- ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）であること。
- ・ 「療養介護サービス費V」については、別に厚生労働大臣が定める

者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合は、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、所定単位数を算定する。

※ 法附則第1条第3号・・・平成24年3月31日までの日で政令で定める日

【Ⅱ】障害程度区分の根拠

- 定義・・・障害者自立支援法第4条第4項
- 障害程度区分の認定・・・同法第21条第1項
 - ・ 市町村が障害程度区分の認定を行う。

- ・ 第4条・・・定義
- ・ 第20条・・・申請
- ・ 第21条・・・認定
- 障害者自立支援法施行令・・・平成18年1月25日政令10号
 - ・ 第10条 障害程度区分認定手続き 第1項から第3項
 - ・ 「介護給付費等の支給決定について」
- 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令
 - 省令・・・平成18年3月17日省令40号（106項目）
- 障害程度区分認定の実施について
 - ・ 通知・・・平成18年3月17日
 - ・ 障発・・・0317005・・・認定調査表
- 介護給付費等の支給決定について
 - ・ 通知・・・平成19年3月23日（改正）
 - ・ 障発・・・0330014

「障害程度区分の認定」

障害程度区分は、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に示す指標であり、介護給付費の支給対象となる障害福祉サービスについては、当該区分を対象者の範囲の要件の一つとしたところである。

「障害児に係る支給決定の方法」

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳時期については、通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能

な指標が存在しないことから、障害程度区分は設けないこととし、
障害児の支給決定は、従前の取扱いを基本にしつつ平成18年10月
からの取扱いは、次のとおりとする。

① 居宅介護・児童ディサービス・短期入所の申請

・ 5領域10項目の調査を行い、支給の要否及び支給量を決定する。

②行動援護の申請 省告示第543号 別表12項目の調査

③重度障害者等包括支援の申請 106項目の調査

【Ⅲ】障害児施設の給付費の手続き

● 根拠法・・・児童福祉法第24条の3 「障害児施設給付費の受給の手続き」

・ 第1項・・・都道府県に申請⇒児童の保護者

・ 第2項・・・調査

障害児の障害の種類及び程度

当該障害児の介護を行う者の状況

保護者の施設給付費の受給の状況

その他厚生労働省令で定める事項を勘案

※この勘案事項には、障害程度区分は含まれていない。

以上の調査により、障害児施設給付費の支給の要否を決定する。

【Ⅳ】障害者自立支援法に基づく支給決定要否の手続き

根拠法・・・障害者自立支援法第22条第1項

市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害程度区分、

当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又

は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他

の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付事業の支給の要

否の決定を行うものとする。

省令の根拠・・・障害者自立支援法施行規則 平成18年2月28日

省令第19号 第12条 勘案事項 ①から⑨まで

【V】重症心身障害児施設入所児・者数 平成18年10月1日現在

重症心身障害児施設数・・・115か所

同施設入所児・者数・・・0歳～6歳 319人 2、8%

7歳～17歳 1131人 10、1%

18歳以上 9765人 87、1%

計 11215人 100、0%

出典 平成20年3月18日第1回障害児支援の見直しに関する検討会

「参考資料」

【VI】肢体不自由児施設入所児・者数 平成18年10月1日

肢体不自由児施設・・・62か所

同施設入所児・者数・・・0～6歳 854人 31、3%

7～17歳 1163人 59、9%

18歳以上 242人 8、9%

計 2730人 100、0%

出典 同上

【VII】入所児・者の障害程度比較表 大島の分類 1～4

①重症心身障害児施設

②肢体不自由児施設

7883人

890人

総数 10850人

総数 2299人

構成比 72、7%

構成比 38、7%

出典 第3回障害児支援見直しに関する検討会に提出

① 日本重症児福祉協会資料3 平成19年4月1日現在

② 全国肢体不自由児施設運営協議会資料5 平成19年3月1日現在

(平成20年5月12日 山 崎 記)